

大川小津波訴訟控訴審の主な争点

遺族側	市・県側	地裁判決
<p>危機管理マニュアルに適切な避難場所を明記せず、不十分な内容のまま放置した</p>	<p>大川小は津波浸水予想区域外。津波を想定したマニュアルに改訂せずとも違法ではない</p>	<p>震災前は津波の危険が予見できず、マニュアルに関する注意義務の違反はない</p>
<p>午後3時10分までに大津波警報発令などがあり、津波を予見できた</p>	<p>当時得られた情報から想定を超える規模の津波は予見できなかった</p>	<p>午後3時30分ごろに市広報車が高台避難を呼び掛けた時点で津波を予見した</p>
<p>裏山などに避難すれば全児童を救えた</p>	<p>余震が続く中、多数の児童と高齢者を裏山に避難させるのは危険</p>	<p>7分以上の余裕があり、容易に登れる裏山に避難させる義務があった</p>
<p>捜索や事実解明を怠るなど一連の対応で甚大な精神的苦痛を受けた</p>	<p>市側の対応に違法性はない</p>	<p>注意義務の違反はない</p>

2017.3.30河北新報より

意思決定ができないうまま校庭にとどまり、津波到達1分前に川（津波）に向かい、狭い経路を移動。学校管理下で、多くの犠牲が出たのは一校だけ。

教委が求めたマニュアルはこれで問題ないのか？

- マニュアルには数年前から「津波の時は近隣の空地・公園に避難」と明記
- ・近隣には「空地・公園」はない
- ・教員も知らなかった。周知もなし。～見直していない
- ・校長「一般的な災害として『津波』を記載しただけ
- ・「引き渡し訓練は近々実施予定」

警報は全員に伝わっていて、子どもでもさえ危機感を持っていた

- ラジオ～指揮台の上
- バス会社から無線「津波が来るので子どもを乗せて逃げろ」
- 迎えに来た保護者「ラジオで津波が来ると言っている。山に逃げて！」
- 校庭の脇に防災無線・広報車
- 地区住民
- 子ども達が避難を訴えた「ここにいたら死ぬ」
- 「山さ逃げっぺ」
- 津波を予見した教師も複数

さほど難しくなく方法で避難は可能であった。

- 体育館裏の山は9°
- 校庭脇の山は授業や写真撮影で登っている。
- 植樹した山への避難も可能
- バスは会社から連絡を受け、方向転換をして待機
- 時間は51分
- 他校は避難している。
- シイタケ栽培の体験学習を毎年3月に実施～子ども達は避難を訴えた。

資料廃棄など、事実を曖昧にする体制

- 現場に来たのは3月17日
- 地震でバキバキと倒木があり、避難できなかったと説明
- ～倒木は一本もない(嘘)
- 調査メモ廃棄、メール削除
- 説明会打ち切り
- 事実の隠蔽
- 特に、曖昧にしていること
- ・子ども達が山への避難を訴えていたという証言
- ・山への避難を進言した教諭
- ・バス会社からの無線
- 担当が次々交代
- 検証委員会の迷走